

政令第三百三十七号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第三項及び第三十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（サイバーセキュリティ・情報化審議官）

第二条の二 長官官房に、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人を置く。

2 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受け、警察庁の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第三条第一項中「五人」を「六人」に、「二人」を「三人」に改める。

第五条第一項中「五人」を「六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）」に改める。

第四十七条第二項中「東北管区警察局」の下に「中部管区警察局」を加える。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

理由

警察事務の実情に鑑み、警察庁長官官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を置く等の必要があるからである。